

リタイアメントビザ Non-Immigrant O (Retirement) (50歳以上)

来館前に、必ず事前予約【VABO】 (<http://vabo.thaiembassy.jp/vabo/>)を行ってください。

タイ王国大阪領事館は追加の書類を依頼することがあり、不備や不正な内容の申請を拒否する権限を有します。また、申請者が全ての書類を揃えていても、領事館はビザ発給を拒否する権限を有します。その際、ビザ発給拒否の理由については回答致しません。

申請時間： 9時30分～11時30分－休館日はHP(www.thaiconsulate.jp)に掲載

受領時間：13時30分～15時00分－書類不備がなければ3営業日後（申請日を含む）に受領
(タイ王国大阪総領事館のホームページに掲載されているビザを申請する際の注意事項に記載のある国籍保有者に関しましては、少なくとも45日～60日のビザ取得日数が必要です。)

入国回数	シングル
査証有効期間 (発効日から)	3ヶ月
入国ごとの滞在可能期間 (タイ入国日から)	90日
査証審査料	9,000円
必要なパスポート残存期間 (タイ入国日から)	6ヶ月以上

必要書類

1. ビザ申請用紙

●日本国籍の申請者・下記国籍以外の外国籍の申請者 1枚

※ビザ申請用紙（および写真）が4枚必要な国籍

4 枚	※アフガニスタン、アルジェリア、イエメン、イラク、イラン、インド、エジプト、ガーナ、カメルーン、北朝鮮、ギニア、赤道ギニア、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンシペ、シエラレオネ、シリア、スーダン、スリランカ、ソマリア、中国、中央アフリカ共和国、※ナイジェリア、ネパール、パキスタン、パレスチナ、バングラデシュ、リビア、リベリア、レバノン
--------	---

※アフガニスタン国籍者は ID Certificate が必要

※ナイジェリア国籍者は Certificate of Clearance (National Drug Law Enforcement Agency of Nigeria-NDLEA) が必要

2. 証明写真

●6ヶ月以内に撮影したカラー写真 1枚または4枚

- 縦4.5cm×横3.5cm
- 真正面からカメラを向けて撮ること
- 無地の明るい背景で撮ること
- 自然な顔で口を閉じたままで撮ること（微笑まない、まゆをひそめない、眉を上げないこと）
- 目をしっかり開くこと（サングラスや着色ガラスを付けないことおよび目に髪の毛が掛からないこと）
- 写真にものや人等が入り込んでいないこと
- ピントを合わせて影のないように撮ること
- メガネに光が反射していないこと
- 証明写真機やスタジオで撮影された高品質仕上げの証明写真

3. パスポート 原本 および コピー

- パスポートは未使用の査証欄が2ページ以上必要
 - コピーはデータ面（顔写真のある面）をA4サイズで取ること コピー1枚 または4枚
- ※日本国籍以外の申請者は、以下の資料も必要
- ①パスポート番号記載面・所持者サイン記載面 コピー1枚 または4枚
 - ②在留カード 表裏 コピー1枚 または4枚

4. 英文身元保証書 原本1部 または国籍により原本4部

- 身元保証人は20歳以上で日本で連絡の取れる方
- 身元保証人は原則日本国籍者（日本国籍以外の場合は日本の永住許可を保持する者は可）
- 同行者は不可
- 身元保証人のパスポートのデータ面（顔写真ページ）もしくは身分保証人の直筆署名入りの運転免許証の裏表のコピーが必要 1枚 または4枚

5. 金融証明書 原本1部 または 国籍により原本1部およびコピー3部

下記3項より1項

- (1) 年金証書および最新の額面入り年金振込通知書（月額65,000バーツ以上の受給額があるもの）
- (2) 過去3ヶ月間の残高が800,000バーツ相当以上ある英文預金残高証明書および通帳のコピー
- (3) 収入証明書と英文預金残高証明書および預金通帳のコピー（合算で800,000バーツ以上あるもの）

6. 戸籍謄本、住民票または結婚証明書 原本1部 または 国籍により原本1部およびコピー3部

7. 英文健康診断書 原本1部 または 国籍により原本1部およびコピー3部

- 渡航に問題がないという一般的な内容のもの

8. 健康保険証明書 原本1部 または 国籍により原本1部およびコピー3部

- 全タイ滞在期間有効な健康保険
- 外国の保険会社発行の保険証券原本もしくはタイの保険会社発行の保険証券のコピー
- 外来患者の治療費40,000バーツ以上、また入院患者の入院費400,000バーツ以上が補償される保険（保険年度毎）
- 保険会社発行の保険証券は、公証人役場→法務局→外務省の順で認証を受けること
（外務省大阪分室：06-6941-4700）

9. 航空券（eチケット）または フライト予約確認書 コピー1部 または 国籍によりコピー4部

- 航空会社または旅行会社発行のもので、申請者名・便名・タイ入国日が確認できるもの

10. 宿泊先についての書類 コピー1部 または 国籍によりコピー4部

下記3項より1項

- (1) 申請者名義で物件を購入した場合、所有権証明書が必要
- (2) 申請者名義でアパートを借りる場合、賃貸借契約書（家主のIDカードコピー+署名も必要）
- (3) 家族と滞在する場合、以下の書類
 - タイにいる保証人からの手紙（保証人の名前・申請者名・申請者との関係・宿泊先住所・電話番号・入国日・滞在期間・署名を記載）
 - タイ国籍の保証人の場合、保証人のIDカード、タイ住居登録証の住所面および氏名記載面コピー（書類には保証人の署名が必要）
 - タイ国籍者以外の保証人の場合、パスポートのデータ面、最新のタイ国滞在許可取得面（タイの入国管理局発行）、タイの労働許可証（ワークパーミット）および保証人の署名がある賃貸借契約書（家主のIDカードコピー+署名も必要）（すべての書類には保証人の署名が必要）
- (4) ホテル予約確認書（申請者名・ホテル名・住所・電話番号・宿泊期間が確認できるもの）